

士別市強靱化計画

令和2(2020)年度～令和8(2026)年度



【目次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	士別市地域防災計画との関係	4
第2章	士別市強靱化の基本的考え方	
1	士別市の概況	5
2	基本目標	7
3	本計画の対象とするリスク	8
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	12
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	13
3	評価の実施手順	14
4	評価結果	14
第4章	士別市強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	23
2	施策推進の指標となる目標値の設定	23
3	推進事業の設定	23
4	施策プログラム	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間	37
2	計画の推進方法	37
	参考資料	
	計画策定経過	38
	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	39

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国は、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を通じて、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害に対する備えとして、災害によって被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため、平成 25(2013)年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を施行しました。

さらに、国は平成 26(2014)年 6 月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定することで強靱な国づくりを進めるとともに、令和元(2019)年 12 月には基本計画の見直しも行っていません。

北海道では、国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成 27(2015)年 3 月に、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を策定するとともに、令和 2(2020)年 3 月には、その計画を改定することで強靱化施策の充実・強化を図っています。

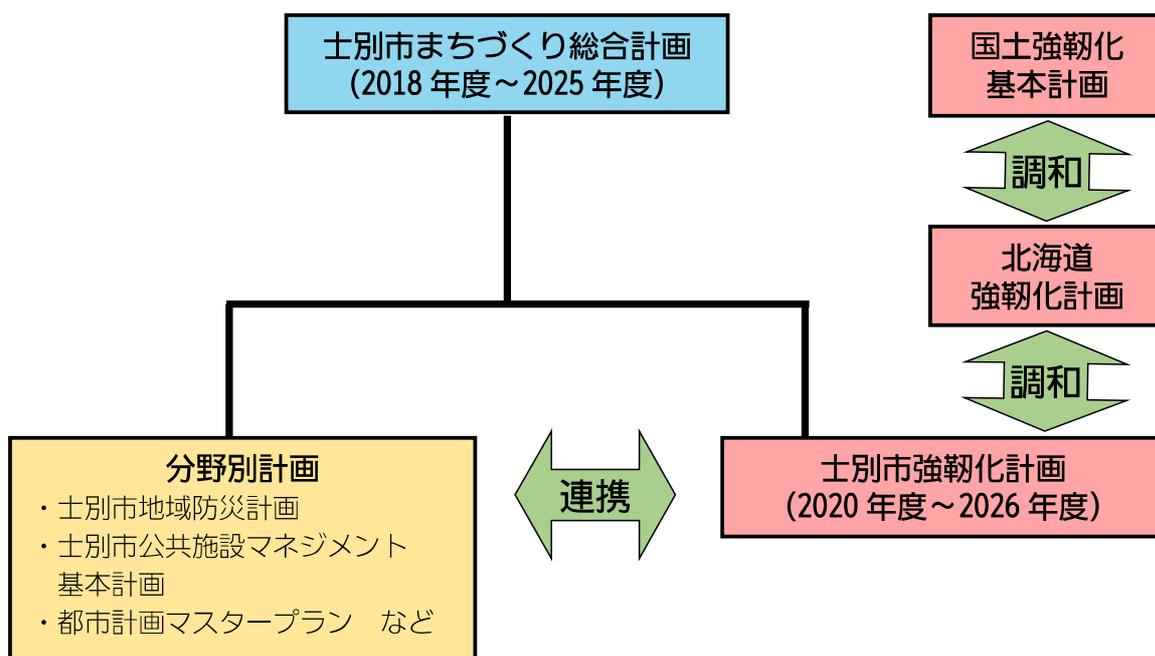
本市においても、平成 30(2018)年 12 月に「士別市災害時備蓄計画」を策定するとともに、平成 31(2019)年 3 月には、市民の生命、身体及び財産を自然災害などから保護することを目的とした「士別市地域防災計画」を改定するなど、防災対策を進めています。

また、令和 2(2020)年 3 月に改訂した「士別市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の計画的な点検・修繕による道路交通網の安全性確保を図るなど、社会資本施設の整備も計画的に進めているところです。

本市においても、これらの各種計画を踏まえつつ、基本法に基づく大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「士別市強靱化計画(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

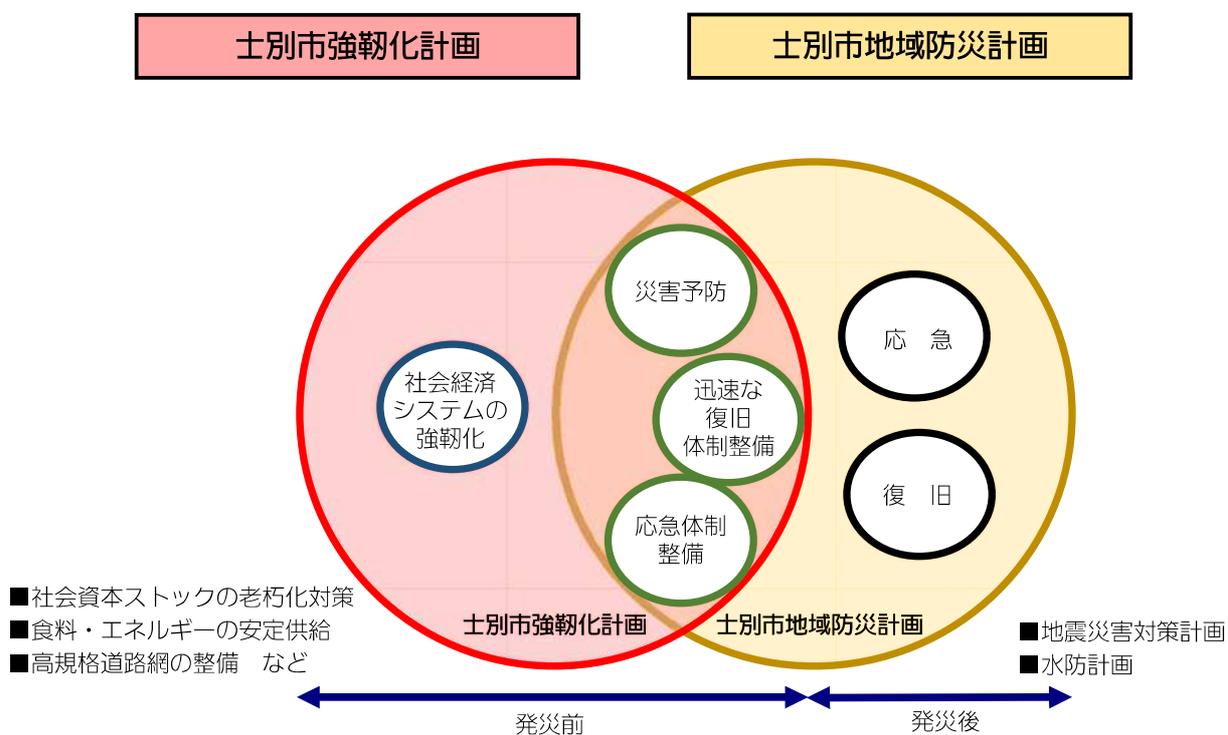
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の「国土強靱化基本計画」や北海道の「北海道強靱化計画」との調和を図るとともに、「士別市まちづくり総合計画」を最上位計画とするなかで、防災計画をはじめとする分野別計画と連携した計画とします。



3 士別市地域防災計画との関係

「士別市地域防災計画」は、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクごとに防災に対する対応を取りまとめた計画であり、災害予防のほか、発災後の応急対策、復旧などの災害対策に視点を置いています。

一方、本計画は、発災前の平時の備えを中心として、まちづくりや産業政策も含めた、総合的な視点で取りまとめる計画となります。



第2章 士別市強靱化の基本的考え方

1 士別市の概況

(1) 位置及び面積

北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域にある水と緑豊かな田園都市です。市域は東西に58km、南北に42kmに広がり、行政面積は1,119.22km²を有していますが、その約74%を山林が占めています。

【参考】	東端	東経	142度54分24秒
	西端	東経	142度10分34秒
	南端	北緯	43度54分46秒
	北端	北緯	44度17分41秒

(2) 気候

上川北部の盆地にあるため、四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、5月から9月上旬までは比較的高温多照に恵まれますが、気温の日較差や年較差も大きくなっています。また、11月中旬から降り始め、まちを約半年にわたって白く覆う雪は、平地でも1m、山間部では2mを超えるなど、積雪寒冷な豪雪地帯でもあります。

【参考】 過去10年（2010年～2019年）

- ・最高気温平均 33.1℃（気象庁調べ）
- ・最低気温平均 -27.3℃（気象庁調べ）
- ・年降水量平均 1131.0mm（気象庁調べ）
- ・年降雪量平均 651.0cm（市調べ）

(3) 交通網ネットワーク

周辺都市とのネットワークは、JR宗谷本線や北海道縦貫自動車道をはじめ、国道40号や国道239号、主要道道が接続するなど、良好な条件にあります。

【参考】	旭川：JR	約40分	自家用車	約50分
	札幌：JR	約130分	自家用車	約150分

(4) わがまちの個性

本市は、肥沃な大地と豊かな水に恵まれるなか、「農業」を基幹産業に、地域の特性や資源を生かし、「サフォーク」「合宿」「自動車等試験研究」「生涯学習」そして、「水とみどり」をテーマに、様々な取り組みを進めています。

特に、基幹産業である「農業」は、水稲・畑作・野菜・酪農・畜産など多種多様な農作物が栽培されており、「北海道農業の縮図」といえます。

(5) 主な災害記録

本市の災害として、特に多いのは風水害となります。近年では、平成 28(2016)年に1週間で3つの台風が連続で上陸し、床上浸水のほか道路・河川への被害などが発生しています。

また、豪雪・暴風雪では、ホワイトアウトによる交通環境の悪化・路面凍結による交通事故や転倒事故など、豪雪地域特有の被害が発生しています。

地震については、極めて発生が少ない地域であり、過去に発生した地震で人命や住家に被害が生じた記録は認められませんが、平成 30(2018)年の北海道胆振東部地震では、市内全域が停電しました。

2 基本目標

本市における強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加えて、本市が持つまちの個性などの優位性を生かし、国及び北海道などの強靱化にも貢献することにあります。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通など幅広い分野について、平時の段階から機能強化を図る取り組みであるとともに、直面する政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながる必要があります。

このことから、本市の強靱化を進めるにあたっては、国の国土強靱化基本計画に掲げる4つの基本目標である「人命の保護が最大限図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」と、北海道強靱化計画に掲げる3つの基本目標である「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」を踏まえて、次の3つを本市の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

士別市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る
- (2) 国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内市町村との連携を推進する
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と、迅速な復旧・復興体制の確立を図る

3 本計画の対象とするリスク

士別市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内市町村との連携を推進」の観点から、市外における大規模自然災害についても、本市として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

（１）本市における主な自然災害リスク

①地震

- ・北海道、中央防災会議、地震調査研究推進本部で想定している地震のうち、本市に被害をもたらす危険性の高い地震は次のとおりです。

【海溝型地震】

領域、地震名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均発生間隔	最新発生時期
千島海溝沿い	択捉島沖	7.7～8.5前後	60%程度	35.5年	—
	色丹島沖				
	根室沖	7.8～8.5程度	80%程度	65.1年	44.5年前
	十勝沖	8.0～8.6前後	9.0%	80.3年	14.3年前
日本海東縁部	北海道 北西沖	7.8程度	0.006～0.1%	3,900年程度	約2,100年前

参考：士別市地域防災計画

【内陸型地震】

主要断層帯名		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	平均活動間隔	最新活動時期
石狩低地東 縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%	1,000年～ 2,000年程度	1739年～ 1885年
	南部	7.7程度以上	0.2%以下	17,000年程 度以下	不明
当別断層		7.0程度	ほぼ0～2%	7,500年～ 15,000年程度	約11,000年前～ 2,200年前
増毛山地東縁 断層帯・沼田 -砂川付近の 断層帯	増毛山地東縁 断層帯	7.8程度	0.6%以下	5,000年程度 以上	不明
	沼田-砂川付 近の断層帯	7.5程度	不明	不明	不明
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0～0.03%	4,000年程度	2世紀～ 1739年
	東部	7.2程度	ほぼ0～0.01%	9,000年～ 22,000年程度	約4,300年前～ 2,400年前
十勝平野 断層帯	主部	8.0程度	0.1～0.2%	17,000年～ 22,000年程度	不明
	光地園断層	7.2程度	0.1～0.4%	7,000年～ 21,000年程度	約21,000年前 以降に2回
サロベツ断層帯		7.6程度	4%以下	約4,000年～ 8,000年	約5,100年前 以降

参考：士別市地域防災計画

②豪雨／暴風雨／竜巻

- ・過去30年の北海道への台風接近数は、年平均2個（全国平均約6個）と全国的に比較しても少ないですが、昭和56(1981)年の低気圧全線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害などが道内各所で発生しています。
- ・特に、平成28(2016)年8月には、1週間に3つの台風が道に上陸し、全道的な被害が発生しています。
- ・本市では、豪雨や暴風雨による土砂災害や河川の氾濫、橋梁の損壊、内水氾濫などの浸水被害、または、台風による強風での倒木や電柱倒壊などの災害が懸念されます。

【過去の被害状況】

年月日	種別	地域	被害状況
明治37(1904)年7月	水害	全地域	犬牛別川の鉄橋上1.2mあまりの水位に達し、農作物などに多大の被害を与えた。
大正5(1916)年8月		上士別	菊水橋付近 殉職者1名
大正11(1922)年8月		全地域	家屋及び田畑の流失
昭和7(1932)年8月			大水害と冷害凶作が重なり、河川沿線の農家に二重の被害を与えた。浸水面積3,285.1ha、流失面積6.9ha、流失家屋5戸、浸水家屋496戸、被害家畜13頭
昭和28(1953)年7～8月	水害	全市	死者1名、負傷者5名、罹災者14,823名、流失19戸、半壊9戸、床上浸水358戸、床下浸水750戸、田畑冠水2,720ha、道路流失埋没3.9km、決壊20カ所、耕地流失埋没4,803ha、橋梁流失19橋、破損19橋、堤防決壊180カ所(3km)、破損43カ所、その他被害266,283千円
昭和29(1954)年9月	暴風雨	全市	全壊254戸、半壊96戸、農作物84%の被害
昭和30(1955)年7～8月		全市	2ヶ月で785.9mm断続的な豪雨により、床上浸水350戸、床下浸水1,340戸、田畑流失15ha、同冠水750ha、道路決壊7カ所、橋梁流失30カ所、河川19カ所
昭和48(1973)年8～9月	豪雨	全市	床上浸水6戸、床下浸水113戸、田畑被害8,375ha、道路決壊8カ所、橋梁流失9カ所、河川9カ所
昭和50(1975)年8～9月	集中豪雨	全市	床上浸水98戸、床下浸水1,394戸、農業被害812,031千円、土木被害2,387,520千円、その他2,087,512千円
昭和56(1981)年8月	集中豪雨	全市	床上浸水13戸、床下浸水111戸、農業被害532,075千円、土木被害334,700千円、被害総額1,524,443千円
平成4(1992)年7月	集中豪雨	全市	床下浸水1戸、農業被害37,000千円、土木被害30,091千円
平成6(1994)年8月	集中豪雨	全市	床上浸水37戸、床下浸水41戸、農業被害398,456千円、土木被害60,300千円
平成11(1999)年7月		温根別	床上浸水11戸37人、床下浸水12戸27人、182,396千円
平成12(2000)年7月	大雨	全市	床下浸水1棟、農業被害250千円、土木被害30,402千円
平成12(2000)年9月	大雨	全市	床下浸水1棟、土木被害5,187千円
平成13(2001)年7月		温根別	床下浸水2戸
平成13(2001)年9月	台風	全市	床下浸水3棟、農地冠水68.6ha、農業被害11,238千円、土木被害16,560千円、被害総額31,293千円
平成16(2004)年9月	台風	全市	半壊43棟、一部破損204棟、非住宅全壊93棟、非住宅半壊335棟、農業被害554,978千円、土木被害2,152千円、林業被害67,766千円、衛生被害4,671千円、商工被害11,408千円、公立文教被害24,219千円、社会教育施設被害33,095千円、社会福祉施設被害1,646千円、その他26,960千円、被害総額871,333千円
平成22(2010)年7月	大雨	全市	床上浸水3棟、床下浸水4棟、農地浸冠水67ha、農業施設被害5カ所2,600千円、河川被害8カ所6,600千円、道路被害36カ所16,900千円、公立文教施設被害1カ所700千円
平成26(2014)年8月	大雨	全市	床上浸水2戸、床下浸水18戸、田畑141ha浸冠水、河川被害17カ所27,027千円、道路被害15カ所14,347千円、橋梁被害3カ所94,711千円
平成28(2016)年8月	台風	全市	床上浸水9戸、床下浸水53戸

参考：士別市地域防災計画

③豪雪／暴風雪

- ・ ホワイトアウトによる交通環境の悪化や路面凍結などによる交通事故・転倒事故など、本市でも豪雪地域特有の被害が発生しています。

(2) 市外における主な自然災害リスク

①首都直下地震

- ・ 発生確率 M7クラス、30年以内に70%
- ・ 被害想定 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

②南海トラフ地震

- ・ 発生確率 M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- ・ 被害想定 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被害範囲40都府県（関東、北陸以西）

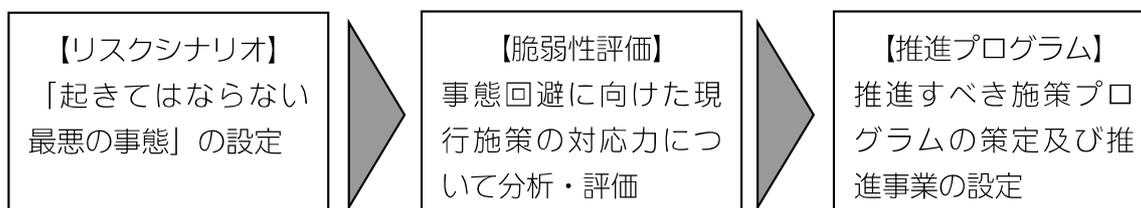
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害などに対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していくうえで必要不可欠なプロセスであり、（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市としても、本計画が掲げる土別市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」などを参考に、以下の枠組みから脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る発生確率などを踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など、市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても、併せて評価。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本市の地域特性を踏まえて「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込みを行い、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	① 地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		② 土砂災害による多数の死傷者の発生
		③ 異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水
		④ 暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生
		⑤ 積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大
		⑥ 情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大
2	救助・救急活動などの迅速な実施	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		② 消防、警察、自衛隊の被災などによる救助・救急活動の停滞
		③ 被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺
3	行政機能の確保	① 行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	① 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止
		② 食料の安定供給の停滞
		③ 上下水道などの長期間にわたる機能停止
		④ 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	① 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺などによる企業活動などの停滞
		② 物流機能などの大幅な低下
6	二次災害の抑制	① ため池の機能不全などによる二次災害の発生
		② 農地・森林などの被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興など	① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備などの停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		② 復旧・復興などを担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題などを整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

4 評価結果

評価結果は以下のとおりです。各施策プログラムについては、第 4 章に記載しています。

(1) 「人命の保護」に関する事項

①地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

(住宅・建築物などの耐震化・老朽化対策)

- ・住宅・建築物の耐震性の確保など、都市インフラにおける防災対策を進める必要がある。
- ・公共施設は、全国の自治体と同様に多くの施設で老朽化が進み、更新時期も迎えようとしており、「公共施設マネジメント計画」に基づいた適切な保全・修繕などの維持管理・再編を進める必要がある。
- ・近年、人口減少や既存住宅の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化に伴い、全国規模で空き家などの問題が深刻化しており、本市においても地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家などが増加する可能性があるため、適切な管理方法について検討する必要がある。

(避難所などの指定・整備・普及啓発)

- ・「土別市地域防災計画」において、指定緊急避難場所及び指定避難所、広域避難場所を定めており、これらの情報に関して周知に努める必要がある。
- ・現在、市内 8 ヲ所の民間施設と福祉避難所の協定を締結しているが、人工呼吸器など電源を必要とする障がい者などが、長時間の停電時に緊急避難できるよう、非常電源がある避難所への案内などの体制整備を進める必要がある。

(緊急輸送道路などの整備)

- ・広域的な連携は、人口減少などを背景により重要性を増しており、今後も広域交通機能の維持・向上が必要である。
- ・市街地内の生活道路を含む各道路では、円滑な都市活動のため、引き続き交通機能の維持管理などに取り組む必要がある。

(火災被害防止の整備・啓発)

- ・火災の未然防止及び被害低減を図るため、関係機関と連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置などの取り組みを進める必要がある。

②土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備など)

- ・市内には、土砂災害警戒区域をはじめ、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在しており、土砂災害警戒区域などの市民周知に努めるとともに、区域の見直しに応じて、適宜修正・周知する必要がある。

③異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- ・国・北海道が公表した浸水想定区域や洪水氾濫危険区域に基づく「士別市洪水ハザードマップ」を作成しており、市民周知に努めるとともに、内水氾濫の視点の追加や区域の見直しに応じて、適宜修正・周知する必要がある。

(河川改修などの治水対策)

- ・天塩川本・支流や小規模河川の改修など災害に強い河川の整備が必要である。

④暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- ・暴風雪時は、道路の通行止めや除雪方法の判断、立ち往生した車両の救出など速やかな対応が必要である。
- ・気象条件の変化などにより、新たに防雪設備の必要性が高まった場合、効果的な整備を進める必要がある。

(除雪体制の確保)

- ・災害発生時には、防災関係機関が行う緊急輸送などを円滑に実施するため、道路交通の確保が重要であり、各道路管理者は、安定した除雪体制の確保を図ることが必要である。

⑤積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所などの対策)

- ・災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具の整備などに努める必要がある。

(冬期も含めた帰宅困難者対策)

- ・公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者の発生に備えて、指定避難所などの周知を図るとともに、適切な避難誘導を行う必要がある。

⑥情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- ・防災関係機関の情報交換及び情報伝達体制を整備する必要がある。
- ・防災情報共有システムや北海道総合行政情報ネットワークなどにより、防災情報を共有しているが、一層の効果的な運用に向け、関係機関との連携を図る必要がある。
- ・老朽化した防災行政無線を更新するとともに、災害対策本部から孤立する可能性のある指定避難所などの情報連絡手段を確保する必要がある。

(住民などへの情報伝達体制強化)

- ・高齢者や障がい者などの要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達と、孤立する危険のある地域の被災者などに対しても、確実に情報伝達することが必要である。
- ・地域住民による任意の防災組織である自主防災組織の設立について、4割以上の自治会が未設置であり、引き続き組織化を促進する必要がある。

(高齢者などの要配慮者対策)

- ・高齢者や障がい者など、災害発生時に一人では避難できない人への対応が課題となっていることから、「士別市地域防災計画」に基づき、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」の策定を推進して、災害時の助け合い活動を強化する必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- ・避難訓練及び総合防災訓練を実施しており、これらを含む各種訓練の継続により、防災意識の向上や行政・関係機関の連携強化を図ることが必要である。

(2) 「救助・救急活動などの迅速な実施」に関する事項

①被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 (支援物資の供給などに係る連携体制の整備)

- ・食料や飲料水、燃料、毛布などの生活必需品の備蓄・調達体制を、継続的に整備する必要がある。
- ・物資供給をはじめ医療、救助・救援など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道や他市町村、民間企業、団体などとの連絡体制を整備する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・東日本大震災などの大規模災害のみならず、平成 28 (2016) 年の大雨や台風による道内各地での水害など、自然災害は予測不可能であり、平時からの災害に対する備えが重要である。また、広大な行政面積を有するなかで、避難所も数多く指定しており、災害時の支援物資搬送などにも時間を要することから、各指定避難所における必要物資などについても、あらかじめ定めておくことが必要である。

②消防、警察、自衛隊の被災などによる救助・救急活動の停滞

(防災訓練などによる救助・救急体制の強化)

- ・地域防災計画の推進や総合防災訓練などの実施により、関係機関相互の連携体制を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化して、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- ・緊急消防援助隊や広域消防応援など、各部門において様々な形態・規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応能力を高める必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- ・自衛隊は、災害時における安全・安心の確保に重要な役割を担っている。陸上自衛隊名寄駐屯地をはじめとする道内自衛隊の体制強化に向け、関係機関や他市町村と連携を図る必要がある。

(救急活動などに要する情報基盤、資機材の整備)

- ・消防の災害対応能力強化のため、各種資機材などの計画的な整備・更新とともに、消防団への加入や装備の充実について促進する必要がある。

③被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺

(避難所などの生活環境の改善、健康への配慮)

- ・避難所の運営にあたっては、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める必要がある。

(被災時の医療提供体制の強化)

- ・土別市立病院は、148床の病床を持つ中核的な病院であるとともに、広大な行政面積に居住する市民の災害医療提供の役割も担うなか、上川北部のセンター病院である名寄市立総合病院との連携を進めており、令和2(2020)年9月には、両病院が連携する「上川北部医療連携推進機構」を発足した。
- ・今後、北海道胆振東部地震での経験と教訓を踏まえ、災害時でも業務を継続するため、土別市立病院業務継続計画(BCP)の策定が必要である。

(災害時における福祉的支援)

- ・高齢者や障がい者など、災害発生時に一人では避難できない人への対応が課題となっていることから、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」を策定して、災害時の助け合い活動を強化する必要がある。

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

①行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能などの強化)

- ・本庁舎の改築によって、建物の耐震化とともに72時間分の電力を供給する自家発電・給水の耐震対応、緊急時のための排水貯留槽設置など、防災庁舎としての機能向上を図ったところであり、今後においても本機能を維持することが必要である。

(行政の業務継続体制の整備)

- ・災害時においても各部局の行政機能を維持し、優先度の高い業務を維持・継続するために、行政の業務継続計画策定について検討する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- ・大規模災害が発生した際の災害応急体制確保や支援の円滑な受け入れを行うため、広域応援・受け入れ体制の構築を図る必要がある。

(行政情報などのバックアップ機能体制の整備)

- ・本庁舎の非常用電源機を屋上に設置するとともに、重要データをクラウドシステムで保管するなど、災害時でも電源機能の確保による行政情報の活用が可能となっており、今後においても本機能を維持することが必要である。
- ・災害時に、「ICT部門の業務継続計画(初動版)」に基づき、行政のICTに関する初動業務を即時に行うことが必要である。

(4) 「ライフラインの確保」に関する事項

①長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー活用・導入拡大)

- ・本庁舎1階の空調熱源として、再生可能エネルギーである地中熱ヒートポンプボイラーを利用している。
- ・災害により、既存エネルギーが打撃を受けた場合、市民生活への甚大な影響が懸念されるため、再生可能エネルギーなどの活用について、調査・検討を進める必要がある。

(電力基盤などの整備、電気事業者などとの連携)

- ・電力の安定供給を確保するため、各機関・団体などとの各種協定に基づく発電機などの電気機材確保に努める必要がある。

(石油燃料などの供給確保)

- ・災害対策上重要な施設や避難所、医療機関、社会福祉施設における暖房用燃料を確保するため、平時から関係機関との情報共有を行うなど連携強化を図るとともに、土別石油協会などとの協定に基づく燃料の確保に努める必要がある。

②食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- ・本市の農業は、我が国の食糧供給基地としての役割を担いながら、食糧自給率の向上に大きく貢献しており、その生産基盤が打撃を受けた場合、市内外の食糧需給に影響を及ぼすことが危惧されることから、平時から良質な農畜産物を安定的に供給する体制を整備することが必要である。
- ・エゾシカ及びヒグマ、アライグマなどによる農業被害が発生しており、被害の拡大防止を図る必要がある。

③上下水道などの長期間にわたる機能停止

(水道施設などの防災対策)

- ・災害時における給水拠点への安定した給水の確保を図るため、基幹管路の耐震化及び老朽化した施設の計画的な更新を推進するとともに、施設事故の早期復旧・機能回復体制を確保するため、危機管理体制の強化を図る必要がある。

(下水道施設などの防災対策)

- ・地震時における下水道機能確保のため、下水道施設の耐震化など地震対策について着実な整備が求められる。また、今後増大してくる老朽化施設の改築更新などを計画的に進めていく必要がある。
- ・下水処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適切な処理を推進する必要がある。

④市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- ・災害時における物資輸送や人的支援などを円滑に行うため、高規格道路未整備区間の早期完成及び防災拠点をつなぐ緊急輸送道路などの交通ネットワーク確保に向けた取り組みを推進する必要がある。

(道路施設の防災対策など)

- ・人口減少などを背景に広域的な連携は、より重要性を増しており、今後も広域交通機能の維持・向上が必要である。
- ・今後、同時期に集中更新時期を迎える橋梁維持管理費の負担増が見込まれ、従来の事後的な修繕では、損傷の進行及び物理的寿命により補修工事が困難となるため、予防的な修繕を実施する必要がある。

(公共交通の維持)

- ・災害時における市民の足を確保するため、平時から公共交通の維持・確保に取り組む必要がある。

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

①長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺などによる企業活動などの停滞

(リスク分散を重視した企業立地などの促進)

- ・立地企業の規模拡大や関連会社などの誘致について働きかけるとともに、本市の自然・気候・産業などの地域特性を生かした誘致に努める必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- ・市内企業の経営体質・基盤の強化による経営の安定化を促進する必要がある。

(被災企業などへの金融支援)

- ・災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立ち直りを期すため、応急金融制度の活用を図る必要がある。

②物流機能などの大幅な低下

(流通拠点の機能強化)

- ・災害時における物資輸送などを円滑に行うため、高規格道路未整備区間の早期完成及び防災拠点をつなぐ緊急輸送道路などの交通ネットワーク確保に向けた取り組みを推進する必要がある。

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

①ため池の機能不全などによる二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- ・集中豪雨や地震などにより、ため池が決壊した場合の浸水予測区域や指定避難所などの情報を地域住民に提供する必要がある。

②農地・森林などの被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- ・地球環境が悪化するなか、森林の持つ多面的な機能の重要さが認識されているとともに、台風などの自然災害による被害も深刻化していることから、森林資源の整備充実を計画的に取り組むことが必要である。

(農地・農業水利施設などの保全管理)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農業・農村が有する多面的機能保全などの促進に努める必要がある。

(7) 「迅速な復旧・復興など」に関する事項

①災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備などの停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制整備)

- ・災害により、ごみが急増した場合に備えて、仮置き場や運搬体制、運搬方法などの廃棄物処理体制の構築を検討する必要がある。

(仮設住宅などの迅速な確保)

- ・災害により住宅を失い、または破損のため居住することができなくなった場合、自己の資力により住宅の応急修理ができない世帯に対する住宅の応急修理などが必要であるとともに、応急仮設住宅の設置に向けた北海道との連携が必要である。

②復旧・復興などを担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・災害時における資機材の調達や救援物資などの緊急搬入など、建設業との連携体制を図ることが必要である。

(行政職員の活用促進)

- ・災害時における復旧・復興などを円滑に進めるため、国・北海道及び他市町村との連携を図る必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- ・自主防災組織の設立について、引き続き要請を行っていくとともに、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」の策定を推進して、災害時の助け合い活動を強化する必要がある。

第4章 士別市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取り組み方針を示す「士別市強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保などの「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置などが確保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策もあることなどから、「北海道強靱化計画」の考え方と同様に、経年的な事業量などを積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間などの各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化などに機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ、目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本市が主体となって実施する事業を基本として設定し、個別の推進事業については別表に整理します。

また、計画策定後の状況変化などに機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて推進事業の見直しや新たな設定を行うとともに、本市の強靱化計画の考え方を踏まえて、別表のなかで重点化を整理します。

4 施策プログラム

(1) 「人命の保護」に関する事項

①地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

(住宅、建築物などの耐震化・老朽化対策)

- ・建築物の耐震診断や耐震改修を促すとともに、準防火地域に指定されている商業地域・近隣商業地域では、引き続き建物の不燃化を進める。
- ・市内学校の耐震未改修施設は、「士別市学校施設長寿命化計画」の計画期間(2020～2029年度)内の維持を基本に、改修のあり方や施設の方向性について検討を進める。
- ・公共施設は、「時代の変化に対応し、市民が必要とするサービスを将来にわたって持続的に提供できる取り組み」を進めることを基本的な考え方として、公共サービス提供のあり方や公共施設の配置を見直す「最適化」、公共施設の管理や運営方法を見直す「効率化」を進めるなかで、定期点検や管理基準の明確化、計画的な予防保全など、効果的な維持管理手法により「長寿命化」を図る。
- ・空き家などには様々な課題があり、それを解決するためには、個々の状況に応じた対応が必要となることから、所有者などの当事者意識の醸成や相談体制の整備による空き家などの発生抑制と適切な管理の促進、「士別市空き家・空き地バンク」の活用などによる流通・利活用の促進、適切な管理が行われず生活環境に深刻な影響を及ぼす「特定空家」への対応などの取り組みを進める。

【主な関連計画】「士別市学校施設長寿命化計画」「士別市公共施設マネジメント計画」
「士別市空家等対策計画」

(避難所などの指定・整備・普及啓発)

- ・「士別市地域防災計画」で定める指定緊急避難場所及び指定避難所について、「士別市洪水ハザードマップ」及び市ホームページ、市民向けスマートフォンアプリの活用などにより、市民へ周知する。
- ・指定緊急避難場所などに位置付けされている公共施設について、「士別市公共施設マネジメント計画」の方針を踏まえた長寿命化の取り組みを進める。
- ・人工呼吸器など電源を必要とする障がい者などが、長時間の停電時に緊急避難できるよう、非常電源が確保された避難所への案内などの体制整備を進める。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」「士別市公共施設マネジメント計画」
「士別市地域福祉計画」

(緊急輸送道路などの整備)

- ・都市間道路ネットワークを担う北海道縦貫自動車道について、名寄市と結ぶ「土別剣淵一名寄間」の早期完成に向け、国や関係機関への要請を継続して行う。
- ・生活道路などについて、市街地内幹線道路へのアクセス機能を担う身近な道路として、適切な維持補修や冬期除雪の対応を行い、安全・快適な通行環境を維持する。
- ・大規模災害時における安全性を考慮した市街地における電柱の地中化について、調査・研究を進める。

【主な関連計画】「土別市都市計画マスタープラン」

(火災被害防止の整備・啓発)

- ・火災の未然防止及び被害低減を図るため、関係機関と連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置などの取り組みを推進する。

【指標】

- | | | |
|-----------|---------------|------------------|
| ・指定避難所 | 29カ所(2020年度)⇒ | 地域の実情に応じて必要カ所を維持 |
| ・指定緊急避難場所 | 24カ所(2020年度)⇒ | 地域の実情に応じて必要カ所を維持 |
| ・福祉避難所 | 8施設(2020年度)⇒ | 地域の実情に応じて必要カ所を維持 |

②土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備など)

- ・北海道から提供される土砂災害警戒区域及び避難所などを記した図面をもとにハザードマップを作成し、地域住民に対し配布する。
- ・気象庁、道などで提供している気象や降雨、警戒避難に関する情報を収集し、地域住民に周知する。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

【指標】

- | | | |
|------------------------|----------------|----|
| ・土別市洪水ハザードマップ(土砂災害警報区) | 作成済(2019年度改訂)⇒ | 維持 |
|------------------------|----------------|----|

③異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- ・「士別市洪水ハザードマップ」について、自治会などを通じて各家庭に配布するほか、市ホームページや市民向けスマートフォンアプリなどを活用して市民に周知する。
- ・内水氾濫の視点による追加記載及び国や北海道が公表する浸水想定区域や洪水氾濫危険区域、土砂災害災害区域などの見直しを踏まえ、適時ハザードマップを更新する。

(河川改修などの治水対策)

- ・天塩川本・支流や小規模河川の改修などを促進するとともに、自然環境を生かした快適な河川空間を確保する。
- ・雨水による浸水被害に対処するため、計画的に雨水の排除を目的とした雨水管の整備を進める。

【主な関連計画】「士別市下水道事業 経営戦略」

【指標】

・士別市洪水ハザードマップ 作成済(2019年度改訂)⇒ 維持

④暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- ・暴風雪時は、道路の通行止めや除雪出動の判断、立ち往生した車両の救出など「士別市地域防災計画」に基づき速やかな対応を進める。
- ・気象条件の変化など、必要性に応じて、防雪設備の整備を検討する。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

(除雪体制の確保)

- ・道路管理者は、一般国道及び道道、市道、高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互に緊密な除雪体制の構築を進める。
- ・道路管理者は、除雪体制の向上を図るため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械の確保を図る。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」「士別市における『雪みち計画』」

⑤積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所などの対策)

- ・積雪寒冷期に適切な避難・指示などを行うとともに、災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給などの応急措置体制を整備する。

(冬期も含めた帰宅困難者対策)

- ・特別警報などの災害に関する情報について、「土別市地域防災計画」に基づき、防災行政無線や市民向けスマートフォンアプリ、市広報車などを活用して周知を図るとともに、関係機関と連携し、適切な避難誘導體制整備を進める。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

【指標】

・行政備蓄品目(食料・生活必需品・資機材) 80%(2020年度)⇒100%(2021年度)

⑥情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- ・関係機関は、情報収集手段や通信ネットワークなどを活用し、迅速かつ的確に災害情報などを収集し、相互に交換する。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための手段の多重化・多様化を進める。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

(住民などへの情報伝達体制強化)

- ・特別警報などの災害に関する情報について、「土別市地域防災計画」に基づき、防災行政無線や市民向けスマートフォンアプリ、市広報車などを活用して市民に周知する。
- ・自主防災組織について、引き続き設立に向けた要請及び支援を行う。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」「土別市地域福祉計画」

(高齢者などの要配慮者対策)

- ・本人または家族などの支援だけでは避難が困難な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」の策定を推進して、災害時の助け合い活動を強化する。
- ・救援・救護に備え、高齢者や障がい者などに対応する支援方法についてのマニュアル化を進めるとともに、各施設に対し実際の災害を想定したより実践的な避難訓練の実施を求める。

- ・一人暮らしの高齢者や障がいのある人などに防災行政無線の戸別受信機を貸与し、緊急時の救急活動の迅速化を推進する。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」「士別市地域福祉計画」

(地域防災活動、防災教育の推進)

- ・防災意識や行政・関係機関の連携向上を図るため、避難訓練及び総合防災訓練を定期的
に実施するとともに、地震を想定して参加者が一斉に行動するという「道シェイクアウ
ト訓練」について、関係機関の参加を促進することにより、地域防災力の向上を図る。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

【指標】

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| ・ 自主防災組織結成率 | 59% (2020 年度) ⇒ 向上 |
| ・ 同報系防災行政無線デジタル化 | 10% (2020 年度) ⇒ 100% (2021 年度) |

(2) 「救助・救急活動などの迅速な実施」に関する事項

①被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給などに係る連携体制の整備)

- ・民間事業者との協定締結などによって、あらかじめ食料及び飲料水、燃料、毛布といった生活必需品などの備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資確保を図るとともに、地域内の備蓄量や供給事業者の保有量把握に努める。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

(非常用物資の備蓄促進)

- ・家庭内備蓄や企業内備蓄による災害への備えとともに、流通やライフラインが一時的に途絶えた場合を想定し、避難所などで必要とされる物資を行政として備える。特に、災害発生直後において、生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄する。

【主な関連計画】「土別市災害時備蓄計画」

【指標】

・行政備蓄品目(食料・生活必需品・資機材)	80%(2020年度)⇒	100%(2021年度)
・災害関係協定件数	32件(2020年度)⇒	維持

②消防、警察、自衛隊の被災などによる救助・救急活動の停滞

(防災訓練などによる救助・救急体制の強化)

- ・各種防災訓練を通じて、消防及び警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を高める。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

(自衛隊体制の維持・拡充)

- ・陸上自衛隊名寄駐屯地をはじめとする道内自衛隊は、災害時における安全・安心の確保に重要な役割を担っており、その体制強化に向けて関係機関及び他市町村と連携した取り組みを推進する。

(救急活動などに要する情報基盤、資機材の整備)

- ・災害対応能力の強化に向け、消防機関における各種資機材などの更新・配置を計画的に行う。

【指標】

・総合防災訓練など	年1回(2020年度)⇒	年1回以上
・緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加	年1回(2019年度)⇒	年1回
・消防団員充足率	88.2%(2020年度)⇒	95.0%

③被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺

(避難所などの生活環境の改善、健康への配慮)

- ・避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況の把握など、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化など必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯の頻度、医師や看護師による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を図り、必要な措置を講じる。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

(被災時の医療提供体制の強化)

- ・士別市立病院は、市民の災害医療提供の役割を担っており、士別市立病院業務継続計画(BCP)を策定して体制整備を図るとともに、備蓄必需品を確保する。

(災害時における福祉的支援)

- ・「士別市地域防災計画」に基づき、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」の策定を推進して、災害時の助け合い活動を強化する。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」「士別市地域福祉計画」

【指標】

- ・市立病院の備蓄必需品 100%⇒ 維持
水 17 時間分(高架水槽 18 t、地下受水槽 70 t)
燃料 3 日分(重油 14,000 L、ボイラー及び非常用発電機)
ガス 5 日分(LPG) / 非常用発電機 3 日分(ボイラーと併用)
非常用食料・飲料水 3 日分(入院患者用、職員分はなし)
医薬品 1 日分

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

①行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能などの強化)

- ・ 土別市本庁舎において、災害時でも業務を停止させない防災庁舎としての役割を担う。

(行政の業務継続体制整備)

- ・ 災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画（BCP）を策定する。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

(広域応援・受援体制の整備)

- ・ 大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者救援などの災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請するなど、災害応急体制の確保を図るとともに、支援の円滑な受け入れを行うため、作業内容や作業場所などの必要な受け入れ体制を確立する。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」

(行政情報などのバックアップ機能体制の整備)

- ・ 災害時において、本庁舎の非常用発電機を活用するとともに、「ICT部門の業務継続計画」に基づき、重要なデータをクラウドシステムで保管するなど、優先すべき行政のシステムやネットワークを確保する。

【主な関連計画】「土別市地域防災計画」「ICT部門の業務継続計画（初動版）」

【指標】

・ ICT部門の業務継続計画	策定済(2018年度)⇒	維持
・ 行政の業務継続計画策定	未策定(2020年度)⇒	策定
・ 土別市災害時受援計画策定率	未策定(2020年度)⇒	策定

(4) 「ライフラインの確保」に関する事項

①長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーなど多様なエネルギーの活用・導入拡大)

- ・水力発電など、自然エネルギーを利用した再生可能エネルギーを活用した環境にやさしいまちづくりを推進する。
- ・木質バイオマスなどの新エネルギー導入の可能性について、調査・検討を推進する。
- ・導入可能な新エネルギーについて、事業所へのさらなる導入を促すとともに、国の制度などが活用されるよう、情報提供を図る。

(電力基盤などの整備、電気事業者などとの連携)

- ・各機関や団体などとの各種協定に基づき、災害時における発電機などの電気機材の確保を図る。

(石油燃料などの供給確保)

- ・暖房用燃料を確保するため、平時から関係機関との情報共有を行うなど連携強化を図る。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

②食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- ・豊かな生産基盤の確立や担い手の確保、安定的な経営体の育成などの取り組みを進めるとともに、有害鳥獣による被害を防止するため、捕獲を継続実施する。

【主な関連計画】「士別市農業・農村活性化計画」「士別市鳥獣被害防止計画」

「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

【指標】

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・農家戸数 | 585戸(2018年度)⇒ 450戸(2026年度) |
| ・有害鳥獣による被害面積 | 360.4ha(2018年度)⇒ 295.5ha(2021年度) |

③上下水道などの長期間にわたる機能停止

(水道施設などの防災対策)

- ・自然災害や水質・施設事故などの緊急時における施設の早期復旧・機能回復に万全の体制を確保するため、危機管理対策として、基幹管路の耐震化などによる給水拠点整備の推進や、災害発生時における適正で迅速な対応に向けた実効性のある災害訓練内容を検討する。

【主な関連計画】「土別市水道事業 経営戦略」

(下水道施設などの防災対策)

- ・今後における安定的な下水道事業の継続に向け、「土別市下水道経営戦略」により一層の経営基盤強化を図る。

【主な関連計画】「土別市下水道事業 経営戦略」「生活排水処理基本計画」

④市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- ・北海道縦貫自動車「土別剣淵-名寄間」(24 k m)の早期完成及び「和寒-土別剣淵間」(14 k m)の4車線化早期着手に向けた取り組みを推進する。

(道路施設の防災対策など)

- ・生活道路などについて、市街地内幹線道路へのアクセス機能を担う身近な道路として、適切な維持補修整備、冬期除雪の対応を行い、安全・快適な通行環境を維持する。
- ・本市の管理橋梁に対して、定期的な点検と健全性の診断により、損傷が顕在化する前に対策を講じる予防的な修繕を実施して、橋梁の長寿命化、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減及び維持管理費の平準化を図る。

【主な関連計画】「土別市都市計画マスタープラン」「土別市橋梁長寿命化修繕計画」

(公共交通の維持)

- ・「土別市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域を支える持続的な公共交通ネットワークの構築を図る。

【主な関連計画】「土別市地域公共交通網形成計画」

【指標】

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| ・ 橋梁の近接目視による点検 | 5年に1回⇒ 継続 |
| ・ 交通結節点(土別駅)におけるバス乗降者数 | 142人/日(2018年度)
⇒ 150人/日(2025年度) |

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

①長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺などによる企業活動などの停滞

(リスク分散を重視した企業立地などの促進)

- ・積雪寒冷な自然条件を生かすとともに、工業団地の分譲販売や特定遊休財産の活用による企業誘致を進める。

(企業の業務継続体制の強化)

- ・中小企業の経営安定化を図るため、経営を改善する調査・相談・指導業務を行うとともに、国・北海道などの融資制度の活用を促進する。企業の技術・人材・マーケティング力などの強化に向けて、「士別市中小企業振興条例」に基づく制度利用を促進し、経営基盤の強化を図る。

(被災企業などへの金融支援)

- ・災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立ち直りを期すため、「士別市地域防災計画」に基づき、生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金など応急金融制度の活用を図る。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

②物流機能などの大幅な低下

(流通拠点の機能強化)

- ・北海道縦貫自動車「士別釧淵-名寄間」(24k m)の早期完成及び「和寒-士別釧淵間」(14k m)の4車線化早期着手に向けた取り組みを推進する。

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

①ため池の機能不全などによる二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- ・「土別市ため池ハザードマップ」による浸水予測区域などの情報提供を図る。

【指標】

・土別市ため池ハザードマップ 策定済(2018年度)⇒ 維持

②農地・森林などの被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- ・森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「土別森林整備計画」に基づいた適切な森林施業の実施や森林保全によって、健全な森林資源の維持造成を図る。

【主な関連計画】「土別市農業・農村活性化計画」

(農地・農業水利施設などの保全管理)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの多面的機能を維持するため、農地や農業水利施設などの適正な保全管理を図る。

【主な関連計画】「土別市農業・農村活性化計画」

(7) 「迅速な復旧・復興など」に関する事項

①災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備などの停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制整備)

- ・災害により、ごみが急増した場合に備えるため、「災害廃棄物処理基本計画」を策定する。

【主な関連計画】「士別市一般廃棄物処理基本計画」

(仮設住宅などの迅速な確保)

- ・救助法が適用された場合の応急仮設住宅設置については、原則として北海道が行うこととなるため、「士別市地域防災計画」に基づき、道との連携を図る。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

【指標】

- ・災害廃棄物処理基本計画 未策定(2020年度)⇒ 策定(2022年度)

②復旧・復興などを担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・災害時における協力体制について、協同組合士別建設協会及び朝日町建設協会をはじめとする各機関・団体などと協定を締結しており、今後も各種協定を維持・継続することで連携体制を確保する。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

(行政職員の活用促進)

- ・「士別市地域防災計画」や北海道・他市町村との各種協定に基づき、災害時における復旧・復興が円滑に進むよう連携する。

【主な関連計画】「士別市地域防災計画」

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- ・「士別市地域防災計画」に基づき、自治会や自主防災組織などと連携し、災害時要支援者の安全・安心な避難誘導を行う「避難共助計画」の策定を推進して、災害時の助け合い活動を強化する。また、災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取り組みを進める。
- ・自主防災組織について、引き続き設立に向けた要請及び支援を行う。

【主な関連計画】「士別市地域福祉計画」

【指標】

- ・自主防災組織結成率 59%(2020年度)⇒ 向上

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間

計画期間は、社会情勢・自然リスクの変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図るとともに、士別市まちづくり総合計画（2018年度～2025年度）と連動させる計画期間とするため、令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。

また、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

2 計画の推進方法

（1）施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道などとの連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげます。

【施策ごとの推進管理に必要な事項】

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策などに関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 など

（2）計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、分野別計画での進捗管理により、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への提案・要望などを通じ、さらなる施策推進につなげます。

参考資料

計画策定経過

年月日	内 容
令和2(2020)年 6月8日	第1回 策定推進本部会議 ・策定方針（案）を説明、承認
6月16日	士別市議会 会派代表者会議 ・策定方針を説明
6月30日	第1回 士別市振興審議会 ・策定方針について説明
9月18日	第1回 策定推進チーム会議 ・策定方針及び計画（素案）の説明 ・施策プログラム作成依頼
10月19日	第2回 策定推進チーム会議 ・脆弱性評価及び施策プログラムの説明 ・計画（素案）の確認依頼
10月26日	第2回 策定推進本部会議 ・計画（素案）の確認依頼
11月2日	第3回 策定推進本部会議 ・計画（案）の説明・成案
11月5日	士別市議会 会派代表者会議 ・計画（案）概要の説明
11月9日	第2回 士別市振興審議会 ・計画（案）の説明
11月16日 ～12月15日	パブリックコメント開始 ・市民意見の聴取
12月15日	パブリックコメント終了 ・市民意見なし
12月21日	第4回 策定推進本部会議 ・計画（案）の一部修正
12月21日	策定

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

(平成二十五年十二月十一日)

(法律第九十五号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靱化基本計画等（第十条—第十四条）

第四章 国土強靱化推進本部（第十五条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけでなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強^{じん}靱化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。
- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四 民間の資金の積極的な活用を図ること。

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靱化基本計画等

（国土強靱化基本計画）

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

（国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係）

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

（国土強靱化基本計画の実施に関する勧告）

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごと投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。
- 6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。
- 7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かななければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

(国土強靱化推進本部長)

第十九条 本部長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靱化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国土強靱化推進本部員）

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（平二七法六六・一部改正）

（事務）

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

士別市強靱化計画(2020～2026年度)

■ 発行 令和2(2020)年12月

■ 編集 士別市総務部企画課